二十五～二十九　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十　タイ、ベトナム、トルコ、オランダ、カナダ	（略）	（略）	（略）	（略）
三十一～三十六　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十七　（略）	あまめしば、いぬほおずき、いんげんまめ、エクバリウム・エラテリウム、エクリプタ・プロストラタ、オキムム・キリマンドスカリクム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゆうり、クロッサンドラ・インフンディブリフォルミス、クロトン・ボンプランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しまかんぎく、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、せいようかぼちや、せんねんぼく、だいず、とうがん、とうごま、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、ひらまめ、フィサリス・ミニマ、へちま、ベニンカサ・フィスツロサ、ペポかぼちや、メロン、もみじひるがお、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	（略）	（略）
三十八　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十九　南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ	とうもろこしの生植物（種子及び果実を含む。）であつて栽培の用に供するもの	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、栽培地において*Clavibacter nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）を発見するために適切と認められる方法による	（略）	

二十五～二十九　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十　タイ、ベトナム、オランダ、カナダ	（略）	（略）	（略）	（略）
三十一～三十六　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十七　（略）	あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、オキムム・キリマンドスカリクム、おくら、カロトロピス・プロケラ、きゆうり、クロッサンドラ・インフンディブリフォルミス、クロトン・ボンプランディアナム、けし、ケナフ、けぶかわた、コッキニア・グランディス、ささげ、しまかんぎく、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、せいようかぼちや、せんねんぼく、だいず、たかさぶろう、とうがん、とうごま、とかどへちま、トマト、なす、にがうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はやとうり、ばれいしよ、ひらまめ、フィサリス・ミニマ、へちま、ベニンカサ・フィスツロサ、ペポかぼちや、メロン、もみじひるがお、モモルディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	（略）	（略）
三十八　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十九　アメリカ合衆国、カナダ	とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、栽培地において*Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）を発見するために適切	（略）	